

## 新潟県

第 1 区	新潟市北区（本庁管内（細山に属する区域に限る。））、北区役所北出張所管内（すみれ野 4 丁目に属する区域を除く。）、新潟市東区（本庁管内、東区役所石山出張所管内（亀田中島 4 丁目に属する区域を除く。）、新潟市中央区（本庁管内、中央区役所東出張所管内、中央区役所南出張所管内（鵜ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。）、新潟市江南区（本庁管内（天野、天野 1 丁目、天野 2 丁目、天野 3 丁目、粟山、姥ヶ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木 1 丁目、曾野木 2 丁目、太右工門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山ニツ、両川 1 丁目、両川 2 丁目、和田、割野））、新潟市南区（本庁管内（天野に属する区域に限る。）、新潟市西区（本庁管内、西区役所西出張所管内（四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。）、西区役所黒埼出張所管内）
第 2 区	新潟市南区（南区役所味方出張所管内、南区役所月潟出張所管内）、新潟市西区（第 1 区に属しない区域）、新潟市西蒲区、長岡市（本庁管内（西津町に属する区域のうち、平成 17 年 3 月 31 日において三島郡越路町の区域であつた区域に限る。）、長岡市越路支所管内、長岡市三島支所管内、長岡市小国支所管内、長岡市和島支所管内、長岡市寺泊支所管内、長岡市与板支所管内）、柏崎市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、三島郡、刈羽郡
第 3 区	新潟市北区（本庁管内（細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。）、北区役所北出張所管内（すみれ野 4 丁目に属する区域に限る。）、新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡
第 4 区	新潟市北区（第 1 区及び第 3 区に属しない区域）、新潟市東区（第 1 区に属しない区域）、新潟市中央区（第 1 区に属しない区域）、新潟市江南区（第 1 区に属しない区域）、新潟市秋葉区、新潟市南区（第 1 区及び第 2 区に属しない区域）、長岡市（長岡市中之島支所管内（押切川原町に属する区域のうち、平成 17 年 3 月 31 日において長岡市の区域であつた区域を除く。）、長岡市栃尾支所管内）、三条市、加茂市、見附市、南蒲原郡
第 5 区	長岡市（第 2 区及び第 4 区に属しない区域）、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡
第 6 区	十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、中魚沼郡